

NEWS RELEASE

令和5年7月25日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」における 当行の指定金融機関としての採択および融資取扱開始について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、この度、環境省の「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関として、昨年度に引き続き採択されましたのでお知らせいたします。これに伴い、省エネや再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者さまを対象に、下記のとおり、最大1.0%、最長3年間の金利負担が軽減される融資の取扱いを開始いたします。

当行は、お客さまの「脱炭素化への取組み」を支援することで、地域の脱炭素化を図り、持続的な地域社会の発展に貢献してまいります。

記

<融資概要>

資金使途	一般社団法人環境パートナーシップ会議（当事業の受託運営事業者）が認定する、地域脱炭素に資する二酸化炭素排出抑制効果の高い省エネ・再生可能エネルギー事業にかかる設備資金
融資対象者	一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、省エネ・再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者
融資金額	上限10億円
融資期間	対象設備の法定耐用年数の範囲内 ※据置期間1年以内
融資利率	当行所定の利率
利子補給	借入日より最長3年間、最大1.0%（融資利率を上限）、ただし利子補給後の融資利率が0.3%を下回らない。対象融資額最大10億円
貸付方式	証書貸付
返済方法	原則、年2回元金均等分割返済、利息後払い（毎年3月及び9月の各10日） ※1ヶ月及び3ヶ月毎の返済も可能
担保・保証人	当行所定の審査によります。
留意事項	・本事業の利用に際し、当行及び一般社団法人環境パートナーシップ会議所定の審査がございます。

NEWS RELEASE

	・国の予算による事業のため、当事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または取扱終了となる場合がございます。
--	--

※「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の詳細については、一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページを参照して下さい。(<https://epc.or.jp>)

以 上